

台風第19号による断水と復旧の経過について

このたびは、台風第19号の豪雨災害による広域的な断水により、断水されたお客さまをはじめ多くの方々にご不便とご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

併せて、浸水被害を受けた方々には、断水により片付けなどに支障をきたしましたこととお詫びするとともに、心からお見舞い申し上げます。

平浄水場の運転停止による断水の状況

10月12日の台風第19号に伴う夏井川の決壊などにより、平浄水場（平下平窪字寺前53）の電気設備をはじめ、ポンプ室およびろ過池や沈殿池の付帯設備などが浸水したため、浄水場の運転が停止し、10月13日から平地区、四倉地区、小川地区、久之浜・大久地区の約45,400戸が断水となりました。



水がひいてきたポンプ室（平浄水場）

応急給水活動

水道局では、断水直後から応急給水作業を開始し、順次市内外に給水所を設置するとともに、給水車で病院の巡回給水を行うなど応急給水活動を行いました。

応急復旧作業

平浄水場の復旧には、職員と協力企業等が一体となり、浸水した設備の洗浄や乾燥、各機器の点検や試験などを繰り返し実施し、電気設備の改造や故障部品の交換を行うなど、浄水場内の電気設備の復旧を図りました。



洗浄と乾燥を行う受電設備（平浄水場）



最大で31カ所に給水所を設置

10月19日に場内への受電が可能となり、10月20日に実施した通電試験において新たな故障は無く、必要最低限の浄水施設能力を確保することができました。

10月21日に実施した試験浄水において異常が見られなかったことから送水を開始し、翌22日から断水地区への通水作業に入りました。

断水地区への通水作業

一刻も早い断水解消を目指し、10月22日未明から職員一丸となって通水作業に取り組んできた結果、10月27日に通水作業を完了し、すべての断水地区の復旧作業が完了しました。

※ 通水作業にあたっては、区域内の水の使用量や配水池等への貯水状況、お住まいの場所や高さ（標高や階層など）によって、通水の時間に差が生じました。また、復旧作業完了後でも浸水被害により集合住宅のポンプ設備が故障するなどし、断水が継続した住宅もありました。



県内外の水道事業者や自衛隊の給水車が次々と駆けつけた

このたびの広域的な断水では、応急給水のため給水車で駆けつけてくださった全国37の水道事業者や自衛隊の皆さまをはじめ、給水活動にご協力いただいた皆さま、復旧作業にご協力いただいた関係企業、団体等の皆さま、水道局からの情報を伝えてくださった皆さまなど、多くの方々にご協力をいただきました。すべての皆さまに深く感謝申し上げます。

今後は、平浄水場の本格的な復旧作業を実施し安定給水を図るとともに、今回の災害対応をよく検証し、浸水被害をはじめとした自然災害に強いいわきの水道を構築してまいりたいと考えております。

皆さまには、今後ともご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

応援いただいた水道事業者

- | | |
|------------|--|
| 東北 | 福島県：白河市水道部、伊達市上下水道部 |
| | 青森県：青森市企業局水道部 |
| | 宮城県：仙台市水道局 |
| | 秋田県：秋田市上下水道局、大仙市上下水道局、能代市公営企業管理課、湯沢市水道課、由利本荘市ガス水道局 |
| 関東 | 山形県：寒河江市上下水道課、鶴岡市上下水道部、天童市上下水道課、南陽市上下水道課、高畠町上下水道課、東根市水道部、山形市上下水道部、遊佐町、米沢市上下水道部 |
| | 茨城県：高萩市水道課 |
| | 群馬県：桐生市水道局、群馬東部水道企業団、渋川市水道部、前橋市水道局、高崎市水道局 |
| | 埼玉県：桶川北本水道企業団、川口市上下水道局、さいたま市水道局、草加市上下水道部 |
| 中部 | 千葉県：我孫子市水道局、かずさ水道広域連合企業団、佐倉市上下水道部、山武郡市広域水道企業団、千葉県企業局水道部、成田市水道部、八千代市上下水道局 |
| | 神奈川県：川崎市上下水道局 |
| 新潟県：新潟市水道局 | |

自治体

福島県：県いわき建設事務所、富岡町

民間企業等

いわき管工事協同組合、第一環境(株)、東京電力(株)

※ 上記のほか、多くの企業、団体等の皆さまが自主的に給水所を開設し、ご協力をいただきました。

その他

自衛隊
広野町
(株)広野町振興公社

ありがとうございました

台風第19号等に伴う水道料金の減免について

このたびの台風第19号等に伴う水道料金の減免を次のとおり実施しますのでお知らせします。

- 1 基本料金の減免（申し出の必要はありません）
断水区域のお客さまで10月12日以前からご使用している場合は0.5カ月分を減免します。
- 2 水量の減免
 - (1) 赤水等の排水に使用した場合（申し出の必要はありません）
断水地域のお客さまに対し、1㎡分を減免します。
（1㎡は一般家庭のお風呂約5杯分です）
 - (2) 家屋等の洗浄に使用した場合（申し出の必要はありません）
浸水区域のお客さまに対し、4㎡分を減免します。
※ 10月25日の大雨による浸水区域のお客さまも対象です。
 - (3) その他
不特定多数の方に対しご自宅の水道水を提供した場合、また漏水等が発生した場合は、お問い合わせ窓口にご相談ください。

お問い合わせ 水道料金お客様センター

TEL 22-9300